ふくろうニュース

特定非営利活動法人　消費者ネット広島　会報

No.29
2016.1.29
発行

年頭所感
「消費者被害のない安心・安全な地域社会づくりを目指して」

理事長　吉富　啓一郎

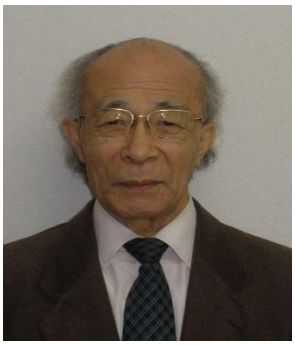

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。　本年もご指導・ご支援のほどお願いいたします。

残念ながら、ご周知の通り、消費者被害は複雑化・多様化し、その手口も巧妙化しています。なかなかその未然・拡大防止につながらない状況が続いています。私たちは消費者被害の未然・拡大防止に取り組み、住民が安心して暮らし続けられる地域社会づくりを目指している適格消費者団体です。

まず、引き続き適格消費者団体として、事業者への「質問」「申入れ」「改善要望」そして「差止訴訟」に取り組みます。そのために、会員の弁護士・司法書士の協力を得て「専門相談受付体制」（火/木）を堅持するとともに、広島市と締結した「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」を活用して、可能な限り消費者からの「生の声」（生きた情報）の提供を増やしていきたいと考えています。併せて広島県との同様の覚書の締結を目指したいと考えています。これらの実績を踏まえて、「集団的被害回復に係る訴訟制度」に対応するため、「特定適格消費者団体」の「認定」に向けた準備を進めています。財政基盤の強化が重要な課題になっています。何らかの公的支援、基金の創設が必要になっているように思います。

次に、深刻化する高齢者の消費者被害防止について、特に高齢者を「見守る立場」の方々のネットワークづくりに力を注ぎたいと考えています。そのためのツールとして「メルマガ」(毎週月曜日に配信)登録者の拡大に努めています。今年度は地域の民生・児童委員をはじめ高齢者の介護に従事されている方々(ヘルパー等)の「メルマガ」登録者になって頂く取り組みを進めています。手始めに地域包括支援センターの訪問を始めたところです。ご協力を得て順調に進んでいます。

さらに、「消費者教育推進法」の制定を受け、全国で「若者向けセミナー」の開設が相次いでいます。当面、「大学生向けセミナー」開設を目指して取り組み始めたところです。

当法人の認知度を高め、会員拡大に結びつけるために、『こんにちは！消費者ネット広島』(紹介パンフレット)を作製して、鋭意広報に努めているところです。

ご挨拶

消費者ネットおかやま理事長　河田　英正

NPO 法人消費者ネットおかやまは、２００７年６月６日に適格消費者団体を目指す団体として設立されました。そして、昨年１２月８日に晴れて全国１３番目、中国地方では広島に次いで２番目となる適格消費者団体として認定を受けました。改めて社会的責任の重さを自覚し、緊張感を持ちつつも、新年をすがすがしく迎えることができました。この日を迎えるにあたって、ひとかたならぬご協力、ご支援をいただいてきたことに深く感謝申し上げます。

情報化社会における消費者被害は、１地域のみで限定的に生じるのではなく、広域に同じような形態でおきるものです。従って、適切に適格消費者団体として活動をしていくためには、同じ地域の適格消費者団体として情報交換などいままで以上に互いに緊密に連絡をとりあっていかなければならないと思っています。また、組織の運営、権限行使の際の留意すべきことなど適格消費者団体としての活動に関しましても、先輩団体としていろいろとご教示頂くことの必要性もでてくるとかと思います。互いに競いながら公正で健全な消費者社会実現に向けて、しっかりと実績を残すように頑張る決意ですので、どうぞ今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

民法改正ｼﾘｰｽﾞ①

『新しい酒は新しい革袋に盛れ』～「民法」と「消費者保護」の関係～

理事　山本　一志

「新しい酒は新しい革袋に盛れ。」『新約聖書』が出典のこの言葉は、「だれも新しいぶどう酒を古い革袋に入れたりしない。そんなことをしたら、革袋は裂け、酒が流れ出て革袋もだめになる。新しいぶどう酒は新しい革袋に入れよ。そうすれば両方とも長持ちするだろう。」との意である。

数年にわたって民法改正が議論された過程で、民法に消費者保護規定をどの程度盛り込むべきかが論じられた。古い革袋が「民法」、新しい酒が「消費者保護規定」とすれば、その議論の結論は冒頭の言葉がぴったりである。消費者保護の規定は特別法に任せ、一般法である民法にはむやみに組み入れない、ということである。

今号から、「民法改正」について、シリーズで取り上げる。何がどう変わるのか、とりわけ、消費者保護にとって意義があるのかどうかという観点が重要であろう。

今回の改正は、契約を中心とする債権法という分野である。契約というのは、意思の合致により成立するものであるが、契約当事者が対等であることが前提となる。しかし、実際には、事業者と個人の間には、取引に関する知識、経験、能力の格差がある。この現実を前提としなければ絵空事になってしまう。今回の改正では、この現実を反映した規定が盛り込まれた。古い革袋である民法にも、新しい「酒」ならぬ「空気（時代の）」を取り入れようとした。

この新しい時代の空気感こそが、消費者保護の精神であろう。消費者保護規定が直接盛り込まれなかったとしても、改正規定に、消費者保護の精神をくみ取ることはできる。次号以降、具体的な改正点で、そのあたりをみていきたい。（続く）

リレーエッセイ　「人つながりのありがたさ」

理事　上田　正之

私は理数系の科目が特に苦手で、高校時代、数学、物理、化学は３大天敵であり、通知表の数字は赤い字で記入してあることがしょっちゅうでした。遠い遠い昔のほろ苦い思い出です。

そんな私に３年前のある日、知人のＳさんが「上田さん、これ読んでみんさい」と、Ａ４で１０ページほどのコピーをくださいました。ありがたく頂戴し、後日封筒を開けて“びっくりぽん”。その文書のタイトルが『物理学的世界観から生物学的世界観へ』著者：東京工大生物学博士　本川達夫　・・・・。絶句しながら、そうはいっても日ごろよくしてくださる知人からのプレゼント、睡眠導入剤代わりにしぶしぶ読み始めました。

読み終わって、またまた絶句。ただし感激の絶句でした。

文書を要約すると、『現代社会は自分さえよければ、今さえよければといった、物や金が暮らしの価値を

決める物理学的世界観に基づいた社会になっている。しかしこういった世界観はすでに限界に達している。生物の命より自然環境よりお金が勝る世界のままでは、生物が滅び地球が滅びる、取り返しのつかない直前まできている。私たちは、自分の周りの人、生物、周りの自然を大切にする生き方、未来の私（子どもや孫世代）に思いをはせる、種の存続を大切にする生き方が大切です。多くの動植物は必要最低限のものを得ながら、次世代へつなぐ生き方をしている。私たち人間も生物のひとつとして、生物学的世界観に基づいた生き方をしていこう』といった内容だった。

支え合う社会、思いやりの社会、お互いさまの社会は地域福祉社会、それは自然界の摂理であったことを改めて感じた、私への大きなメッセージとなりました。私に読ませようと思ってくださったＳさんに感謝しつつ、思いやりとかけ離れた悪質商法への対抗は、生物学的世界観に立った人としての活動であり、この取り組みに携わっておられる方に、エールを送りたい気持ちでいっぱいです。

「あの人」紹介コーナー　②

理事　三好　禎子

吉富理事長

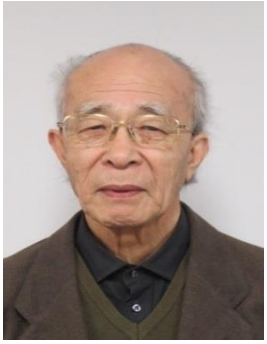

冗談めいた事もあまり言われないし、物静かで、うんうんと聞いて下さるし、知識も豊富で、優しいイメージしか浮かばないというのが正直なところです。

思い起こせば、理事長との出会いは１９９９年だったと思います。ばりばりの教授時代に、広島女子大の講堂で開かれた「地域づくりと生涯学習」というテーマの集会です。たしか協同総合研究所の主催でした。

協同集会の実行委員会の中で何度かお会いしていましたが、親しくお話しすることもありませんでした。

消費者ネット広島の設立から仲間意識が強くなり、お話していると長崎なまりが何処となくにおい、長崎生まれですか？私もそうと意気投合(勝手にそう思っています)、さらに気を許して話をするようになりました。いつの間にか私生活まで聞いてしまって、奥様の「さをり」の展示会までご案内していただきました。

理事長のセンスの良さは奥様に導かれていらっしゃることも発見しました。多種多様な役柄も的確にこなされ羨ましい限りです。カバンを肩から掛けて足早に歩かれる姿は見習いたいものです。

消費者のつどい２０１５　報告

理事　寺本　ひとみ

１１月１２日、広島市まちづくり市民交流プラザで開催された標記のつどいに参加しました。

このつどいは、県内の消費者団体相互の交流、活性化の促進を図るとともに、一般の消費者を交えて複雑・多様化する消費者問題を考え、消費者啓発を促進することを目的に開催されました。

第一部は、消費者団体による活動報告として、消費者ネット広島の宗山事務局長より「消費者被害の未然防止・拡大防止の取組みについて」の報告があり、引き続き、広島消費者協会による「寸劇：クーリング・オフできる？できない？」が行われました。

第二部は、立正大学心理学部教授　西田公昭氏から「あなたもだまされる!!心理学から学ぶ悪質商法の手口」と題しての講演でした。だます・だまされるは誰もが経験している日常現象で、親子や親戚同士や親友でも、お金に関わる話が出たときは、どんな相手でもシビアになることが大切であると強調されました。

消費者が被害に遭う心理状態を踏まえて、消費者被害防止活動に活かしていきたいと思います。

平成２７年度地方消費者グループ・フォーラム開催
「誰もがつながりあって安心して住める地域を」

監事　福島　守

１２月４日、米子コンベンションセンターにて、平成２７年度地方消費者グループ・フォーラムが、生協４１名、消費者団体１４名、ＮＰＯ法人６名、行政３０名の計９１名の参加で開催され、消費者ネット広島からは、吉富啓一郎理事長、宗山隆幸事務局長が参加しました。

最初に板東久美子消費者庁長官より、消費者基本計画や消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等の概要説明があり、平成 27 年度消費者白書に基づき、消費生活相談件数の概況やマイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について紹介がありました。

次に、松江市と消費者ネット広島から活動報告があり、宗山事務局長が消費者被害の未然防止や拡大防止について適格消費者団体としての取り組みを報告しました。

続いて、同志社大学大学院の上野谷加代子教授より、「助け上手・助けられ上手の生活者になるために」と題して基調講演があり、「香川助け合いネット事業」や、地域ぐるみで子どもを大事にする「子ども食堂」に取り組んでいる「滋賀の縁創造実践センター」の事例を参考に、地域福祉を「公私協働」で取り組むことが強調されました。

地域社会の中での「協力、共同、連携、協働」、「協働」することの必要性や大切さについて確認し、閉会しました。

川柳『申年』

広島　東竜

（さ）去る人は
　追わずと言うは
　　負け惜しみ

（る）涙腺を
　ゆるめる真央の
　　再デビュー

（ど）どうしても
　戦争法は
　　止めたいね

（し）しらないと
　棄権をしても
　　つけはくる

皆様からの
投稿をお待ちしています

（みはる＆まもろう）
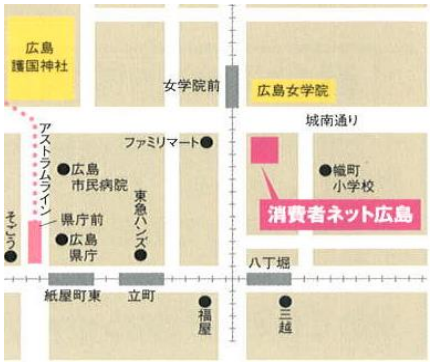
内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネット広島
〒730-0017　広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL：082-962-6181　FAX：082-962-6182
HP：http://www.shohinet-h.or.jp/